



1 組織づくり編



1-1 施設内で患者が発生する前に

早期から対策を講じるために
事前に対策委員会を整備します



◎**対策委員会の目的** 《施設内部での**‘共通認識’**をもつ！！》

- ・ **全ての職員が衛生管理が出来る**ようにすること
(職員研修・訓練の実施・自主管理マニュアル整備)
- ・ 職員、施設管理医、外部組織(市町村、保健所)、利用者家族

など**関係者にすばやく連絡を取れる**ようにすること

- ・ 現場責任者の選任など、**管理体制を明確化**すること

◎**対策委員会のメンバー**

施設長 看護職 介護職 調理職 事務関係者
嘱託医など



1-2 対策委員会で話し合うこと

- ノロウイルスに関する一般的な知識の確認
- 職種・職域ごとの対策確認
 - 連絡体制の確認、職員の研修、自主管理マニュアルのチェック、管理体制の明確化
 - (現場責任者の選任など)
- 平常時・事件発生時のチェックシート作成・確認



1-3 連絡体制



1 職員の情報連絡網

- ・勤務時間内
- ・勤務時間外

2 施設管理医(協力医)の連絡先

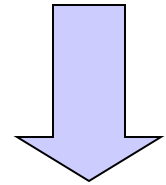
3 市町村等の社会福祉施設主管課

4 保健所

5 利用者家族への情報伝達方法

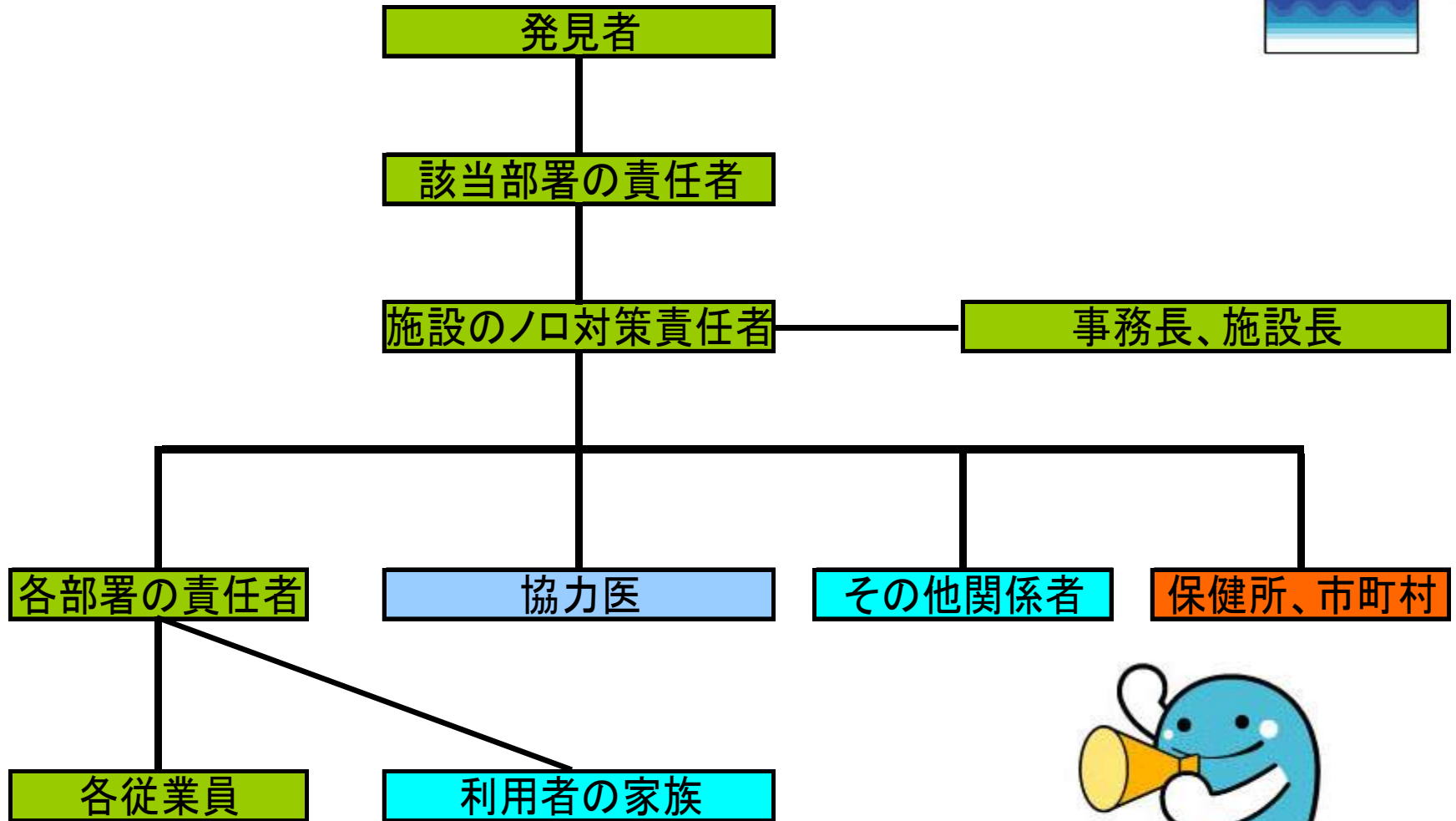
(電話、FAX、携帯メールなど)

6 その他関係者の連絡先



各関係者へ

1-4 連絡体制フローの例

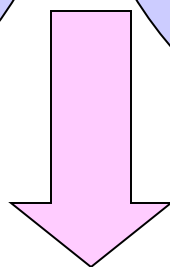




1 - 5 対策チェックシート の目的

平常時・発生時、
新たに必要となる
対策の確認

いつ、誰がみても
分かるチェック
シートの作成



即対応が可能に



1-6 チェックシート

《平常時》

①健康調査の日報

利用者・職員用(調理従事者含む)の健康管理

《事件発生時》

①経過の記録 **いつ、どこで、だれが、どのくらいの人数で (家族も調査対象に)**

②発症状況等調査票(積極的疫学調査票)

1週間前までさかのぼって

③施設見取り図 **発生場所を分かりやすく**

1-7 保健所等への報告基準

厚生労働省通知(H17.2.22付)「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」より

以下のいずれかに当てはまる場合は、速やかに保健所及び市町村主管課に報告してください。

(同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われるものについて)

- ア 死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めたとき。

注:これらに該当しない場合でも、なるべく早く、保健所に相談してください。